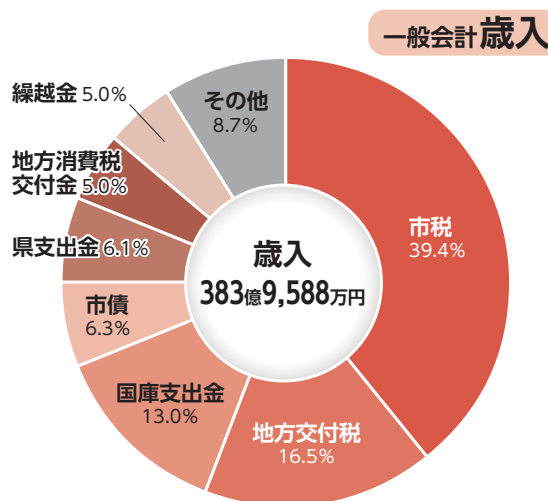
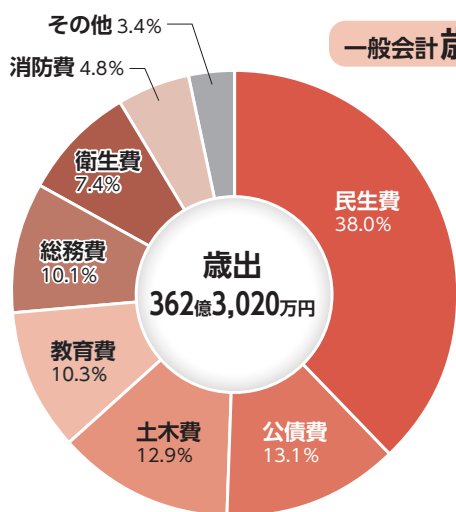


認定

歳出 362億3,020万円



審議議案



一般会計決算目的別歳出内訳表

区分	使 用 道	金額 (千円)	総額に対する割合 (%)	前年度比 (%)	住民一人当り額 (円)
議 会 費	議会運営等	296,599	0.8	△ 2.4	2,503
総 務 費	庁舎や職員の管理費、財政、徴税、選挙等	3,666,235	10.1	0.3	30,936
民 生 費	福祉、高齢者福祉、国民年金、子育て等	13,777,980	38.0	2.8	116,258
衛 生 費	健康増進、ごみ処理、環境衛生等	2,692,752	7.4	△ 8.8	22,721
労 働 費	雇用促進、勤労者支援等	85,825	0.3	1.6	724
農林水産業費	農業、土地改良等	450,000	1.3	20.6	3,797
商 工 費	商工業、観光振興等	367,966	1.0	0.9	3,105
土 木 費	道路、公園、区画整理事業等	4,685,422	12.9	4.3	39,535
消 防 費	火災、風水害等	1,751,769	4.8	△ 4.1	14,781
教 育 費	学校教育、社会教育、スポーツ振興等	3,708,600	10.3	8.8	31,293
公 債 費	市債などの返済金	4,747,058	13.1	4.9	40,056
合 計		36,230,206	100.0	2.4	305,709

9月定例会は、9月2日から9月25日までの24日間の会期で開催されました。今定例会では初日に、「令和元年度一般会計補正予算（第3号）」「平成30年度鴻巣市一般会計決算認定について」など52議案が上程され、いずれも原案のとおり同意・可決・認定しました。請願1件は、不採択となりました。

平成30年度 決算を

一般会計 歳入 383億9,588万円

政策と主な事業

金額(千円)

①安全・安心に暮らせるまちづくり

可燃不燃ごみ収集運搬事業	255,504
鴻巣行田北本環境資源組合負担金	171,098
公共交通維持事業	142,929
蛍光灯型LED導入事業	6,480
ゾーン30整備事業	4,849

④住みたい・住んでよかったと思える快適なまちづくり

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業	916,002
北新宿第二土地区画整理事業	247,884
既設公園施設・遊具改修事業	161,938
定住促進事業	16,270
川里中央公園整備事業	6,097

②いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり

こうのとりに産祝金支給事業	16,490
健康体力づくり推進事業	7,886
こうのとりに助成金事業	6,314
健康ウォーキングポイント事業	2,025
健康まつり開催事業	770

⑤賑わいと活力と魅力を創出できるまちづくり

花と音楽の館かわさと管理運営事業	32,836
荒川河川敷花いっぱい事業	16,727
道の駅整備事業	7,317
商店街にぎわい促進事業	2,990
農地耕作条件改善事業	1,468

③子どもから大人まで、生涯にわたる学びと文化が根付くまちづくり

図書館管理運営事業	248,598
公民館改修事業	95,639
外国語教育推進事業	47,762
中学校給食センター整備事業	20,274
コミュニティ・スクール推進事業	178

⑥市民協働による、一人一人が主役のまちづくり

ふるさと納税促進事業	17,211
集会所建設等補助事業	11,760
コンビニ交付事業	6,449
シティプロモーション推進事業	1,285
中央公民館エリア再編研究事業	85

(単位：%)

指標の名称	平成30年度			平成29年度
	早期健全化基準	鴻巣の比率	県内市町村平均比率	鴻巣の比率
実質赤字比率（一般会計などの赤字の大きさ）	12.13	—	—	—
連結実質赤字比率（市全体の赤字の大きさ）	17.13	—	—	—
実質公債費比率（借入金などのその年の返済額の大きさ）	25.0	4.5	4.8	4.1
将来負担比率（借入金の残高など今後支払わなければならない負債の大きさ）	350.0	11.8	16.3	15.9

財政健全化判断比率

平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率は、早期健全化基準以内であり、引き続き財政の適正運営が行われました。

※赤字でない場合「—」で表示

決算 中央公民館エリア再編 研究事業

問 財政的に厳しい中、慎重に進めるべきではないか。

答 この事業は本市の公共施設の再編を考えるに当たり、公共施設が集中している場所では、どのようにすればよいのかを大学との連携で研究しているものです。将来の財政的な見通しを立て、市民からの意見等を聞きながら、今後とも検討を進めていきたいと考えています。

決算 経常収支比率

問 年々数値が上がっており、予算の弾力性を失っていると考えるが、見解は。

答 本市の経常収支比率は92・7%ですが近隣市では上尾市が97・3%、桶川市が96・2%、北本市が91・8%となっています。平成29年度の県内平均では93・4%で本市は92・6%でした。社会保障費等が今後もふえていく中、どの自治体も数値が上がる傾向にありますが、今後とも市税等の経常的な財源をふやしていくよう努めていきたいと考えています。

決算 手話活動支援事業

問 平成30年12月に鴻巣市手話言語条例が制定されたが、その後の状況は。

答 広報かがやきに簡単な手話について掲載しています。現在の手話通訳者は14人です。今後は鴻巣市手話推進方針に基づいて、手話を市民に広く周知・啓発していきたいと考えています。

決算 敬老祝金支給事業

問 敬老祝金が5000円という額は、継続していくのか。また、敬老会の開催について、実行委員会側も高齢者になり負担が大きいとの声があるが、市としての対応は。

答 敬老祝金については、5歳刻みで75歳から95歳までが5000円、100歳は5万円と県内市町村と比較しても手厚く支給しています。高齢者への敬意という意味からも継続していきたいと考えています。平成30年度の平均寿命は、男性81・25歳、女性87・32歳となっており、今後対象者がふえていくと考えられることから、ほかの市町村の状況を確認しながら検討していきます。また、敬老会対象年齢の見直しも含め、関係者の意見を聞きながら、今後どのよ

うな形がよいのか、検討していきたいと考えています。

決算 空家等適正管理事業

問 適正管理されていない空き家の件数は。

答 平成30年度末で350件あり、このうち121件は空き家でなくなりました。現時点で空き家として把握しているのは229件ですが、全てが不適切な管理状態ではありません。**問** 適正な管理が行われていない空き家に対する改善策は。



答 所有者に対して適切な管理をお願いする通知と現地の状況の写真、除草業者や修繕業者のリストを同封し郵送しています。改善されない空き家については職員が再度現地を確認し、同様の通知を送ります。

決算 北新宿第二土地区画整理事業

問 保留地売却収入の内容と現在の保留地の処分状況は。

答 平成30年度末で販売総数は58画地となり、その内昨年度は4画地を販売しました。現在の保留地総数は153画地ですが、画地を分割するこ

ともあるので、画地数については変更の可能性もあります。今年度は7画地を販売していますが、その内2画地は契約し、もう2画地については契約に向けて手続きを進めています。

決算 下水道事業経営戦略

問 昨年度、鴻巣市下水道事業経営戦略を策定したが、具体的な取組内容は。

答 公営企業として、下水道事業を維持させていくために、経営等についての確な現状把握をし、中長期的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を目的とします。この期間に事業の進捗状況や点検、評価を毎年実施し、その結果を踏まえ概ね5年ごとに見直しを図ります。また昨年度、鴻巣市下水道ストックマネジメント計画を策定し、維持管理部門も関連付けて今後の経営について考えていきます。

決算 道の駅整備事業

問 道の駅基本計画策定検討委員会の人数及びメンバー構成は。

答 委員13人、オブザーバー3人で、構成はJAさいたま、JAはくさい、商工会、観光協会、花組合、農業委

員会、鴻巣市くらしの会、箕田地区自治会連合会、赤見台地区自治会連合会、埼玉県中央域消防本部、学識経験者として先進道の駅の駅長と埼玉大学の准教授、副市長の13人と、オプザーバーとして大宮国道事務所から2人と埼玉県道路環境課から1人となっております。

問 基本計画策定に委員から出された意見が十分反映されているか。また、ありきたりな道の駅ではなく、今のトレンドやターゲット層を意識した、商圏分析、マーケティングの専門家は、今後、検討委員会に入るのか。

答 各委員からの意見を集約させて基本計画を策定しています。

また、令和元年度は管理運営計画の業務委託を発注し、マーケティングや購買層の分析等を検討していく業務が入っているのですが、その結果を配置や売り場面積等のハード面へ反映させて、栄える道の駅をつくることを目標に進めていきたいと考えています。

条例の制定 鴻巣市森林環境整備基金条例

問 鴻巣市森林環境整備基金の具体的な活用方法は。

答 小中学校では教室で使用する机や椅子の購入、また公共施設の床の張りかえ、公園のベンチ、遊具の購入等を考えています。

条例の一部改正 鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針

この方針は、公共施設の使用料等の算定基準を明確にするため、鴻巣市使用料等審議会で審議を経て市長に答申されたものです。その趣旨は、市が提供する公共サービスのコストに関し、特定の人が公共サービスを受ける場合、「使用料・手数料」という形で負担しており、公共施設等を利用する人とならない人の公平性を担保するためです。料金の設定に当たっては、市民生活に影響を及ぼすことがないよう、算出された改定料金と現行料金を比較し、その状況により現行料金を維持、または1.5倍、及び2倍としています。

問 手数料や市内施設の使用料・利用料を一齐に改正することについて個人及び団体に対する説明と対応は。

答 広報ががやき、市ホームページ、市役所本庁舎及び各支所の掲示板等で、パブリックコメントを実施しました。使用料等審議会は、10人のうち6人が公募で、施設をよく利用す

る人あまり利用しない人を半々で選出し、様々な意見を議論しました。

問 税公課証明、住民票または戸籍の附票の写しの交付、住民票の記載事項証明、印鑑登録証明書の交付における、コンビニ交付の割合はどのくらいか。また、1件当たりコンビニ事業者等にいくら払っているのか。

答 平成30年度の実績として全ての証明書11万6510件中コンビニ交付が1997件であり、約1.7%となります。また1件150円の手数料のうち、115円の事務手数料を支払っています。

条例の一部改正 子どもの医療費支給

問 全ての世帯で18歳までの医療費を無償化した経緯と影響は。

答 子育て世代の経済的負担の軽減を図ること、また、結婚、出産を考える世代にとって地元密着の機会となると考え、人口流出に歯止めをかけ、子育て世代の将来の負担軽減になればと考えたからです。対象者は2800人程度で、影響額は3200万円程度を想定しています。

問 令和2年4月1日施行とのことだが、消費税増税が控えているため、できるだけ早い時期に施行できたらと思うが、施行時期は適正か。

答 こども医療費システムの改修、及び制度周知のための期間を考慮すると、適正な施行期日と考えています。

条例の一部改正 幼児教育の無償化

問 今回の改正を正確に理解するのは非常に複雑で難しいと思われるが、周知は図られているか。

答 幼稚園・保育所等を利用して全ての人に対して、既にパンフレットを配布して周知を行っていますが、10月から無償化となることから、認定が必要な人には、施設を通じて申請をしております。

問 3歳から5歳までの保育料を無償化するための条例改正のことだが、そのほかの改正内容は。

答 保育料の無償化に伴い、1号の教育認定については、以前より給食費を徴収していましたが、2号の保育認定については、保育料に副食費（おかずやおやつ等）が含まれていたことから、今回、副食費について引き続き保護者から徴収することになります。全ての人から副食費を徴収するのではなく、年収360万円未満相当世帯と全所得階層の第3子以降については、副食費免除となる改正も行っています。併せて、地域型保育事業の連携施設の要件緩和と期間

の延長を行うものです。

野球場、サッカー場等の使用料金等の改定

問 使用料等が上がることにより、利用者が減ることはないと思うが今後の見込みは。



答 野球場は、埼玉武蔵ヒートベアーズも利用しており、設備を充実することによって、利用の幅が広がるものと考えています。

問 上谷総合公園サッカー場は昨年度大規模な人工芝の張りかえを実施したので、他の施設の使用料を下げたとしても、上げてよいのでは。

答 使用料等の適正化に関する基本方針の基本算定式と同様に、昨年度に人件費及び物件費を反映し算出して2000円から3000円に引き上げています。



公共施設の使用料金等の改定

問 今回値上げされる施設でのサービスの具体的な拡充についての考えは。

答 予約システム導入により市民の利便性を高め、まだ施設を利用したことのない人にもサービス提供が拡大されると考えています。古い施設に関しては、修繕等も検討していきます。その他の施設に関しては、日々の改善や来年度予算に向けて問題点をしっかりと見直し、指定管理者への指導も強化していきます。

問 コミュニティセンター3施設において、面積が同程度の部屋は同じような料金か。

答 面積が同程度の部屋は同等の金額になります。居室面積が大きい集会室は、算定額が5倍を超えたことから現状料金の2倍となります。その他の部屋は、算定額が2倍以上5倍未満の場合は現状料金の1.5倍となり、算定額が2倍未満は料金据え置きとなります。

鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例

問 旧姓を併記するために必要な手続書類と市民への周知方法は。

答 旧姓が記載されている本人の戸籍謄本等が必要です。市民への周知方法は、ホームページ、広報かがやき等で周知を図っていきます。

問 住民票や印鑑証明の交付申請をし

たときに旧姓併記を選択することができるのか。

答 住民票に旧姓併記をすることで、印鑑証明も旧姓併記が可能になります。例えば婚姻の際、旧姓併記を選択することで、本人が旧姓で印鑑登録している場合、そのまま使用できるようにになります。

賑わい創出交流拠点整備事業

問 市が取得する埼玉縣信用金庫旧店舗の活用方法は。

答 市役所に隣接した立地性に富んだ施設であると判断し、整備を行います。築28年経過の建物であり、部分改修等が必要となりますが、今年度、有効活用方針等の基本計画を策定し、令和3年度の秋から冬にかけて供用開始したいと考えています。

介護予防事業

問 65歳からの介護予防教室は様々な事業があるが、市が委託する事業者の選定、年間の開催回数、効果は。

答 市が希望する介護予防プログラムを全て実施できる事業者選定を予定しており、市内13カ所で事業を行うため、地域を2つに分けることから、2者選定します。平成30年度は55

2回の開催で、延べ1万3635人の参加がありました。事業実績の検証はしていませんが、アンケートでは好評を得ており、参加者も多いことから、介護予防に効果があると考えています。

公園整備事業用地取得

問 下忍第二公園協の用地取得までの経緯は。

答 場所は下忍中継ポンプ場に隣接する下忍第二公園で、面積は332.45㎡です。吹上町時代に用地を取得する予定でしたが、交渉の機会がなく、今回、公園台帳の整備を行う中で地権者と交渉した結果、取得することになりました。

公共施設予約システム改修委託事業

問 今までのものをどのように改修するのか。

答 現行の体育施設に使われている予約システムに公民館とコミュニティセンターを追加するものです。これにより、両施設の会議室等の予約がインターネットを通してできるようになります。